



2014年10月17日(金)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

交際費課税

接待飲食費とその範囲

平成 26 年度改正で、交際費課税についてはその適用期限を 2 年延長し、飲食（社内接待費を除く）のための支出額の 50%相当額を損金の額に算入できることとしました。

資本金の額 1 億円超の法人

具体的には、資本金の額 1 億円超の法人では、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、その支出する交際費等のうち接待飲食費（社内飲食費を除く）の 50%を控除した金額が損金不算入となります。

この結果、交際費課税は次のようになります。

① 1 人当たり 5,000 円以下の飲食費（社内接待費を除く）については交際費等から除かれる。② 1 人当たり 5,000 円超の飲食費（社内接待費を除く）については 50%損金算入。③②以外の交際費については損金不算入となる。

資本金の額 1 億円以下の法人

一方、資本金の額 1 億円以下の法人では、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、その支出する交際費等のうち接待飲食費（社内飲食費を除く）の 50%と年 800 万円とのどちらか有利な金額を控除した金額が損金不算入となります。

事例による損金算入の選択

資本金の額 1 億円以下の法人の交際費等

の内訳は次のとおりです。

① 1 人当たり 5,000 円以下の社外飲食 250 万円、② 1 人当たり 5,000 円超の社外飲食 1,800 万円、③②以外の交際費 850 万円

この場合、損金算入額は、定額控除額との比較を行わなければなりません。

比較検討の結果、②の飲食費 1,800 万円の 50%を選択した方が 900 万円損金算入となり、③の 800 万円の定額控除より有利になります。

接待飲食費の範囲

例えば、次に掲げる費用はこの接待飲食に係る飲食費に含まれるかどうかです。

①得意先を飲食に接待するために飲食店へ送迎した送迎費、②食料品の中元、③得意先のゴルフ接待に伴う飲食費、④得意先と飲食後にその飲食店で購入した飲食物のお土産代

①の送迎費と②食料品の中元は、飲食に含まれないとされ、③のゴルフは、ゴルフが主たる目的でその一環としてなされる飲食は含まれないが、ゴルフ終了解散後、別に単独で行われる飲食は含まれるとしています。④ですが、飲食に付随するものとして含まれるとされています。



社内接待とならないよう、取引先の方の参加が不可欠